

## 美瑛町地域防災計画の見直し概要

美瑛町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、美瑛町防災会議が作成する計画であり、美瑛町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関、町民等がそのすべてを挙げて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的に策定し、随時改正を行っている。

今回、活動火山対策特別措置法の改正に伴う事項の追加や内閣府が定める避難勧告等に関するガイドラインの改定に基づく避難情報等の名称変更等に伴う改正を行う。

### 改正概要

- ①活動火山対策特別措置法の一部改正に伴う事項の追加（活火山法第 6 条の規定による避難促進施設及び登山者に対する事項）
- ②内閣府が定める避難勧告等に関するガイドラインの改定に基づく警戒レベル運用等における避難情報等の名称変更
- ③防災会議委員の組織見直しによる名称変更
- ④災害履歴の追加（平成 26 年以降の災害履歴を追加）
- ⑤防災上の配慮を要する施設の名称変更及び追加
- ⑥気象庁の大雨・洪水警報等の基準改正に基づく基準値の変更
- ⑦機構改革による課・室名の変更
- ⑧避難行動要支援者名簿の策定・活用等に係る事項を追加  
（名簿に掲載する者の範囲、名簿情報の提供に関する事項等を追加）

### 主な改正内容

別紙「新旧対照表」参照